

山口県報

平成31年
1月11日
(金曜日)

目次

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………
県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(石光換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………



(六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月二十四日山口県公告(一八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月十一日から同年二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゆめマート防府三田尻

所在地 防府市大字新田一一の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(七) 県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(石光換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る石光換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(石光換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年一月十五日から同年二月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成三十一年一月十一日
印刷
發行

發行人
所

山口県知事
庁